

10・26反原子力デーに際しての申し入れ

関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠様

ヒバク反対キャンペーン

2015年10月23日

私たちは、関西電力の電気料金値上げと原発再稼働に関する公開質問状（2015年2月12日提出）の賛同団体の1つです。この公開質問状に対して、貴社が8か月以上面談も回答も拒否したままであることに強く抗議し、真摯な回答・話し合いを求めます。

東京電力福島第一原発事故は東北関東一帯に深刻な放射能汚染と被害をもたらし、いまだに10万人以上が避難生活を余儀なくされています。福島事故を繰り返してはなりません。しかし、福島原発事故を省みず、重大事故が起きることを前提にした原発再稼働が、多くの国民の反対を無視して強行されています。

再稼働と並行して、原発重大事故時には「破滅的な状況を回避し住民の安全、財産を守るためには労働者の高線量被ばくは正当化される」として、緊急時被ばく限度を250ミリシーベルト（mSv）に引き上げる法令改定が進められています。250mSvは広島原爆の爆心から1.7kmでの遮へいなし直接被爆の被ばく量に相当し、急性症状、がん白血病や晩発性の様々な後障害を引き起こします。被爆者が苦しめられてきた事実、被ばく事故から得られた事実が無視され、さらに、250mSv超えを容認する運用、生涯線量1000mSvの大量被ばくを容認する「事後の被ばく線量管理」などが持ち込まれています。これらは労働者の人権蹂躪、「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」第3条違反、労働安全衛生法違反、労働者保護の法体系破壊・憲法違反であり、絶対に認めることはできません。私たちは、「緊急時作業被ばく限度引上げ中止、原発再稼働中止を求める全国署名」を拡大し、賛同228団体と力を合わせ、あくまで法令改定の中止・撤回を求めます。

原発の再稼働を中止すればこのような緊急時被ばく限度引き上げなど不必要です。貴社は、福井地裁による昨年5月の大飯3・4号運転差止判決および今年4月の高浜3・4号の運転差止仮処分命令に従い、高浜3・4号炉と大飯3・4号炉の再稼働を断念し、再稼働申請を撤回して下さい。

原発再稼働は「2030年に総発電電力量の22～20%の原発比率達成」を掲げる政府のエネルギー計画の一環で、老朽原発・40年超炉の運転、定検短縮、90%稼働率などの強硬運転も追求されます。貴社は、高浜1・2号だけでなく、2016年7月に40年超運転と見なされる高浜1・2号、2016年12月に40年運転の美浜3号、35年超運転で老朽化した大飯1・2号を即刻廃炉にしてください。

連絡先：姫路市安富町皆河1074 建部暹 TEL:0790-66-3084